

青森市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「すべての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされ、これを踏まえ、国家公務員のサービスの宣誓の実施方法を変更するため、「職員のサービスの宣誓に関する政令」が改正された。

また、本市においても、「申請書等の押印に関する指針」(令和 3 年 10 月 1 日から実施)が策定され、申請書等への押印の義務付けを原則廃止としたことから、「青森市職員のサービスの宣誓に関する条例」を改正するものである。

【参考】「サービスの宣誓」について(地方公務員法より抜粋)

(サービスの根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(サービスの宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

2 改正内容

「面前」及び「署名」に係る規定の削除

職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定する。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日